

○川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例施行規則

平成24年6月29日

規則第60号

川越市における建築物に付置すべき駐車施設に関する条例施行規則（昭和49年規則第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置場所の特例）

第2条 条例第8条第1項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地以外の場所に設置する駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 当該建築物の敷地から、おおむね300メートル以内の場所に設けること。
- (2) 当該駐車施設の利用者が、他の自動車の通行及び人の歩行に、障害又は危険を及ぼさないこと。

2 条例第8条第2項の規定により市長の承認を受けようとする者は、条例第12条第1項の規定による届出の前に、駐車施設設置（変更）特例承認申請書（様式第1号）に駐車施設調書（様式第2号）及び別表に規定する図面（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）その他市長が必要と認める書類を添付して市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査の上適否を決定し、承認したときは駐車施設設置（変更）特例承認書（様式第3号）を交付し、承認しないときは書面によりその旨を通知するものとする。

（特殊な装置を用いる駐車施設）

第3条 条例第9条第5項の規則で定める特殊な装置を用いる駐車施設は、駐車場法施行令（昭和32年政令第340号。以下「政令」という。）第15条の規定により、当該特殊な装置について国土交通大臣が政令第2章第1節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認めた駐車施設とする。

（駐車施設の構造及び設備）

第4条 条例第9条第6項の規定により規則で定める駐車施設の構造及び設備は、次のとおりとする。

- (1) 駐車施設（条例第3条から第6条までの規定により附置しなければならない駐車施設

設で、条例第8条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置したものとみなされる駐車施設を含む。)は、自動車の駐車の用に供する部分と車路を明確に区分しなければならない。

- (2) 前号の駐車施設のうち、駐車台数が10台以上のものの構造及び設備は、政令第7条から第14条までに規定する基準に適合しなければならない。ただし、埼玉県建築基準法施行条例（昭和35年埼玉県条例第37号）第5章第5節の適用を受ける駐車施設については、この限りでない。

(適用除外)

第5条 条例第10条第3号の市長が特に駐車施設を必要としないと認めた建築物は、次に掲げる建築物とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設
(駐車施設の附置の届出)

第6条 条例第12条第1項の規定による届出は、駐車施設附置（変更）届（様式第4号）に駐車施設調書及び別表の図面（変更の届出の場合は、変更する事項に係る図面に限る。）その他市長が必要と認める書類を添付して行うものとする。ただし、市長が認めるときは、一部の図面又は書類の添付を省略することができる。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、駐車施設工事完了届（様式第5号）により行うものとする。

(身分証明書)

第7条 条例第14条第2項の身分を証する書面は、身分証明書（様式第6号）とする。

(措置命令書)

第8条 条例第15条の規定により必要な措置を命ずるときは、措置命令書（様式第7号）により行うものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第44号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第2条、第6条関係）

区分	図面の種類	明示すべき事項
駐車施設	付近見取図	縮尺、方位、道路、目標となる物件及び駐車施設の位置並びに駐車施設を附置すべき建築物の位置
	配置図	縮尺、方位、駐車施設の位置及び規模、駐車施設内外の自動車の車路の位置及び幅員並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び規模並びに駐車施設内外の車路の位置及び幅員
建築物	配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及び敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各階平面図	縮尺、方位、間取り及び各室の用途

備考 条例第9条第5項に規定する特殊な装置を用いる駐車施設の場合は、国土交通大臣の認定書の写し又は当該特殊な装置の仕様を明示した図面を併せて添付すること。

駐車施設設置 (変更) 特例承認申請書

(提出先)
川越市長

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕
電話番号

駐 車 施 設	設　置　場　所								
	権　利　関　係		☐ 所有権 ☐ 借地権 ☐ その他()						
	使　用　承　諾　者		住　所						
			氏　名						
	規 模	区　　　分		建築物又は建築物の敷地内		建築物又は建築物の敷地以外		合　　　計	
		自　動　車　用 (うち車いす使用者用)		(台)		(台)		(台)	
		荷　さ　ば　き　用		台		台		台	
		自　動　二　輪　車　用		台		台		台	
建 築 物	所　在　地								
	主　要　な　用　途								
	構　　　　　造								
	延　べ　面　積		特　定　部　分		非　特　定　部　分		合　　　計		
m ²			m ²		m ²				
申　請　の　理　由									
備 考					受 付				

4/11

様式第2号(第2条、第6条関係)

駐 車 施 設 調 書

建築物	所在地					
	行為の種類		☐ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 用途変更			
	敷地面積		m ²		建築面積	m ²
	延べ面積		特定部分	百貨店その他の店舗の用途		m ²
				事務所の用途		m ²
				倉庫の用途		m ²
				その他の特定用途		m ²
			非特定部分		m ²	
合 計			m ²			
駐車施設	設置場所					
	区分		自動車用 (うち車いす使用者用)		荷さばき用	自動二輪車用
	附置義務台数		()台		台	台
	設置台数		()台		台	台
	形態	自走式	建築物内		台	特殊な駐車装置 種類 認定番号 第 号
			建築物の敷地内		台	
			建築物及び建築物の敷地以外		台	
		特殊な駐車装置	建築物内		台	
			建築物の敷地内		台	
			建築物及び建築物の敷地以外		台	
建築主	住 所					
	氏 名					
	電話番号					
設計者	住 所					
	氏 名					
	電話番号					
施工者	住 所					
	氏 名					
	電話番号					

備考 建築主、設計者及び施工者の住所及び氏名の欄には、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

様式第3号(第2条関係)

駐車施設設置(変更)特例承認書

第 号
年 月 日

様

川越市長 印

年 月 日付けで申請のありました駐車施設の設置(変更)については、次のとおり承認することに決定しましたので、通知します。

駐 車 施 設	設 置 場 所					
	権 利 関 係					
	規 模	区 分	建築物又は建築物の 敷 地 内	建築物又は建築物の 敷 地 以 外	合 計	
		自 動 車 用 (うち車いす使用者用)	(台)	(台)	(台)	
		荷 さ ば き 用	台	台	台	
		自 動 二 輪 車 用	台	台	台	
	特 殊 な 駐 車 装 置		種 類			
			認 定 番 号			
建 築 物	所 在 地					
	主 要 な 用 途					
	構 造					
	延 べ 面 積	特 定 部 分	非 特 定 部 分	合 計		
m ²		m ²		m ²		
備 考						

様式第4号(第6条関係)

駐車施設附置（変更） 届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住所

氏名

(法人にあっては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け
出ます。

駐 車 施 設	設 置 場 所				
	規 模	区 分	建築物又は建築物の 敷 地 内	建築物又は建築物の 敷 地 以 外	合 計
		自 動 車 用 (うち車いす使用者用)	(台)	(台)	(台)
		荷 さ ば き 用	台	台	台
		自 動 二 輪 車 用	台	台	台
建 築 物	所 在 地				
	主 要 な 用 途				
	構 造				
	延 べ 面 積	特 定 部 分	非 特 定 部 分	合 計	
備 考		m ²	m ²	m ²	
			受 付		

様式第5号(第6条関係)

駐車施設工事完了届

年 月 日

(提出先)
川越市長

届出者 住所
氏名
(法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

年 月 日付けで届け出た駐車施設の工事が完了したので、川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第12条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

受 付 年 月 日 及 び 受 付 番 号		年 月 日 第 号		
駐 車 施 設 の 設 置 場 所				
駐 車 施 設 の 規 模	区 分	建築物又は建築物の敷地内	建築物又は建築物の敷地以外	合 計
	自 動 車 用 (うち車いす使用者用)	(台)	(台)	(台)
	荷 さ ば き 用			

様式第6号(第7条関係)

(表)

6 セ ン チ メ ー ト ル	第 号
	身分証明書
	写 真
	所 属 職 名 氏 名 生年月日 年 月 日
	有効期限 年 月 日
	上記の者は、川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第14条第1項の規定により、駐車施設に立ち入り、検査をする権限を有する者であることを証する。 年 月 日 川越市長 印
	8.5センチメートル

(裏)

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例(抜粋)

(立入検査等)

第14条 市長は、この条例を施行するため必要な限度において、建築物若しくは駐車施設の所有者又は管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして建築物若しくは駐車施設に立ち入り、検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、身分を証する書面を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(罰則)

第17条 1 略

2 第14条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は立入検査を拒み若しくは妨げた者は、3万円以下の罰金に処する。

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

川越市長



措置命令書

次の建築物は、川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例第 条第 項の規定に違反しているので、同条例第15条の規定により、次の措置をとることを命じます。

建 築 物 の 所 在 地	
建築物の用途及び規模	
措 置 す べ き 内 容	
措置をとることを命じる 理 由	
履 行 期 限	年 月 日

教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、川越市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分については、上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川越市を被告として(訴訟において川越市を代表する者は川越市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、これらの期間が経過する前であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に審査請求をした場合における処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます(この裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

また、上記の審査請求や処分の取消しの訴えの提起をすることができる各期間を経過した後であっても、正当な理由があるときは、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条、第6条関係）

様式第3号（第2条関係）

様式第4号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

様式第6号（第7条関係）

様式第7号（第8条関係）

（平28規則44・全改）